

児童相談所設置に向けた支援策について

支援実施の必要性

- 平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）」（以下「改正法」という。）において、児童相談所の設置主体として新たに「政令で定める特別区」が追加され、平成29年4月1日より施行される。
また、改正法の附則において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- 児童相談所の設置準備においては、専門人材の確保・育成、一時保護所の整備・運営や児童相談所設置市としての業務を行うまでの体制など、様々な事項の検討が必要であるが、市区のみで検討するのではなく、厚生労働省及び都道府県等による設置支援も必要である。
- よって、現時点における、児童相談所の設置に向けた支援策等をまとめたので、これらを参考に設置に向けた検討を進めていただきたい。

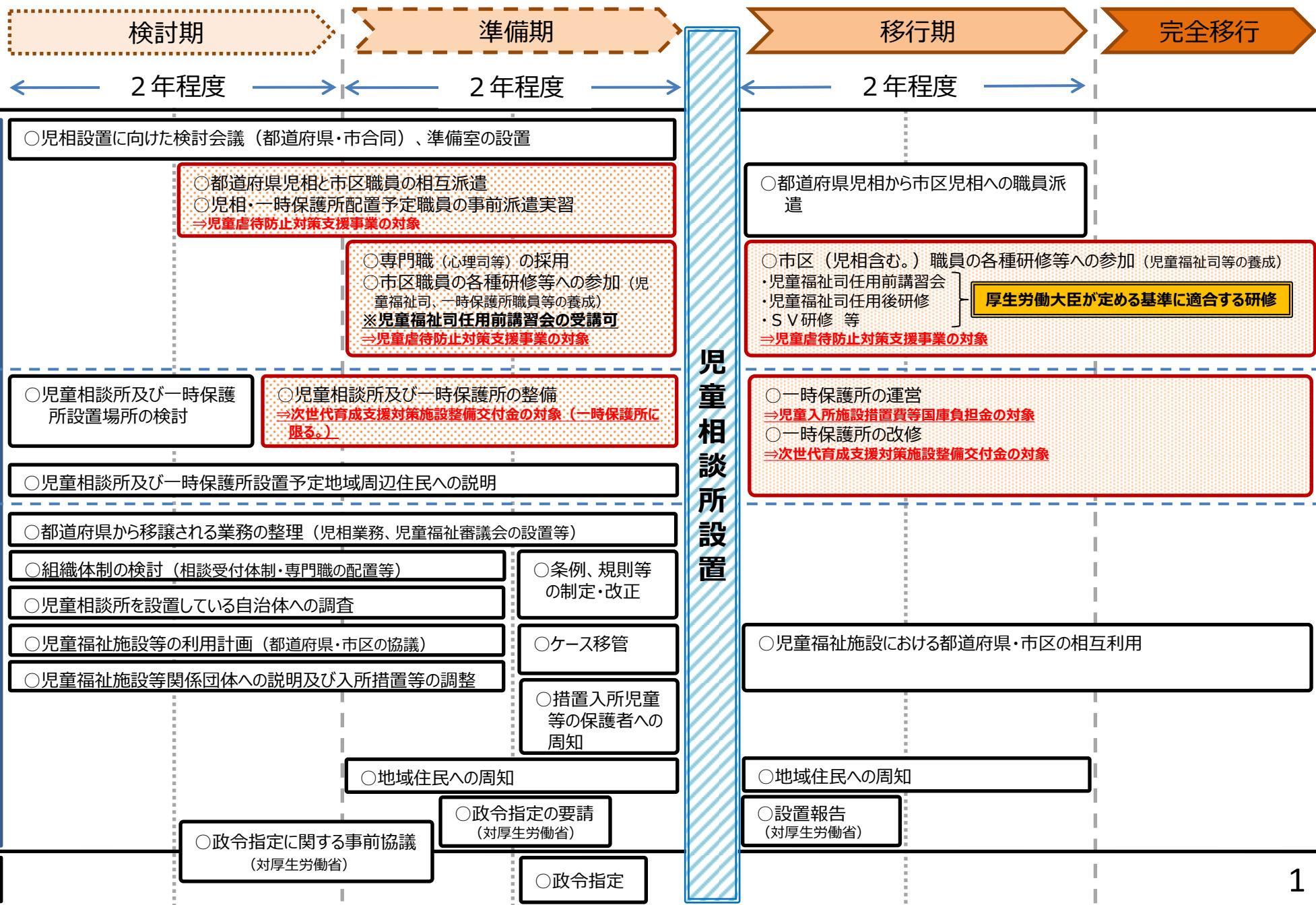
支援策等一覧

- ◆児童相談所設置までのロードマップ（例） 資料 1
- ◆児童相談所設置マニュアルの作成 資料 2
- ◆児童相談所・一時保護所に対する財政措置 資料 3
- ◆児童福祉司等に義務化された研修の骨子案について 資料 4
- ◆中核市・特別区の児童相談所設置に係る都道府県等の支援等 資料 5
- ◆児童相談所設置市の政令指定の仕組み 資料 6

児童相談所設置までのロードマップ[®]（例）

（資料 1）

児童相談所の設置を目指す市・区
国



児童相談所設置

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 (児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究)

背景・目的	<p>改正児童福祉法においては、児童相談所の設置主体として、政令で定める特別区も児童相談所を設置できることとなった。</p> <p>また、指定都市以外の市については、平成16年改正により設置することができることとなつたが、横須賀市・金沢市の2市にとどまり、設置が進んでいない。</p> <p>これまで児童相談所を設置した自治体からは、開設に向けて苦労した点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような準備が必要であるか ・ 開設までのスケジュール ・ 都道府県と必要となる調整事項 ・ 設置後に必要な体制 ・ 運営費用 など <p>が分からなかつたことが挙げられており、市において設置が進まない要因の一つとなっていると考えられる。</p> <p>このため、設置に向けての検討を進めるに必要な参考資料として活用いただけるよう、児童相談所設置のためのマニュアルを作成する。</p>
研究内容	<p>近年、児童相談所を設置した、横須賀市、金沢市などの自治体の担当者に対しヒアリングを行い、設置準備から、開設までの流れを網羅的に把握できるよう必要な整理事項をまとめた、児童相談所設置のためのマニュアルを今年度中に作成する。</p>
実施者	(福)恩賜財団母子愛育会 愛育研究所

現行の児童相談所・一時保護所に対する財政措置

(資料 3)

	整備費	運営費	補助（非常勤）職員経費
児童相談所	<p>○一般財源 ※平成18年度一般財源化</p>	<p>○一般財源 ※昭和60年度一般財源化</p>	<p>○国庫補助金 ※児童虐待・D V 対策等支援事業費補助金</p> <p>◆補助単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者指導を行う者（児童相談所1か所あたり） 1,506千円(H28') ⇒ <u>3,528千円 (H29予算案)</u> ・非常勤医師（1都道府県あたり） 2,085千円(H28') ⇒ <u>2,085千円 (H29予算案)</u> ・非常勤弁護士（児童相談所 1 か所あたり） 3,080千円(H28') ⇒ <u>7,822千円 (H29予算案)</u> ・安全確認を行う者（児童相談所 1 か所あたり） 12,555千円(H28') ⇒ <u>12,813千円 (H29予算案)</u> ・研修コーディネーター（1都道府県市あたり） <u>4,271千円 (H29予算案)【新規】</u> ・児童相談所設置準備に係る補助職員（1市区あたり） <u>2,172千円 (H29予算案)【新規】</u> ・児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員（1市区あたり） <u>1,303千円 (H29予算案)【新規】</u> <p>◆補助率：1／2</p> <p>◆予算額：73億円の内数（H28') ⇒ <u>154億円の内数 (H29予算案)</u></p>
一時保護所	<p>○国庫補助金 ※次世代育成支援対策施設整備交付金</p> <p>◆補助単価(H28') 定員 1人あたり242万円 (A地域 東京等)</p> <p>◆補助率：1／2相当 (平成28年度 2次補正予算において補助率 2／3相当に引き上げ)</p> <p>◆予算額：57億円の内数(H28') ⇒ <u>66億円の内数 (H29予算案)</u></p>	<p>○国庫負担金 ※児童入所施設措置費等国庫負担金</p> <p>◆補助単価(H28') 1 か所あたり4,618万円 (東京都特別区定員30人の場合) ※定員数により単価が異なる</p> <p>◆負担率：1／2</p> <p>◆予算額：1,140億円の内数（H28') ⇒ <u>1,227億円の内数 (H29予算案)</u></p>	<p>○国庫補助金 ※児童虐待・D V 対策等支援事業費補助金</p> <p>◆補助単価(H29予算案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導協力員 ・障害等援助協力員 ・トラブル対応協力員 ・専門的ケア対応協力員 ・一時保護委託付添協力員 <p>◆補助率：1／2</p> <p>◆予算額：73億円の内数（H28') ⇒ <u>154億円の内数 (H29予算案)</u></p> <p style="color: red; margin-left: 20px;">児童相談所 1 か所あたり 1,635千円×実施協力員数</p>

現状・課題

- ・児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加
- ・虐待が疑われるケースへのきめ細かな対応が必要

①家庭や子どもに対する相談、指導、②要保護児童の保護措置、
 ③里親認定・支援
 といった業務を一貫して遂行できるよう、児童相談所設置を促進

改正法による対応

- ・政令で定める特別区（希望する特別区の要請に応じて指定）は、政令による指定を受けて児童相談所を設置するものとする **【29年4月施行】**
- ・政府は、施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、必要な支援を実施する

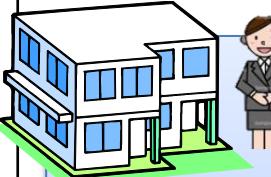
予算措置による対応

○児童相談所設置に必要な補助を創設

- ・児童相談所の設置に伴い増加する業務（事務手続、関係機関との調整、地域住民への周知・説明等）に対応するため、市区に補助職員（非常勤）の配置に要する補助を創設
- ・児童相談所の設置を検討する市区の職員が、児童相談所に赴き、実務を通じて児童相談所の業務を学ぶ間、当該市区に代替職員を置くための補助を創設

〈イメージ図〉

【市区】



【補助職員】

【代替職員】

児童相談所に赴き、実務を通じて児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員を補助

【市区職員】



児童相談所に赴き、実務研修



児童相談所の設置に伴い増加する業務に対応するため、補助職員を配置

- 児童相談所の設置に当たっては、新たに、
- ・要保護児童の保護措置
 - ・里親の認定・支援
 - ・児童及び家庭の調査・判定等についての見識が必要となる

【児童相談所】



市区の職員を受け入れ、児童相談所を設置するに当たり必要となる知識等について、実務を通じて助言、指導

- ・要保護児童の保護措置
- ・里親の認定・支援
- ・児童及び家庭の調査・判定 等

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG

(資料4)

(児童福祉司等の義務化された研修の骨子案について)

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」により議論・検討が進められ、以下に示す骨子案が取りまとめられた。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 (修業期間は概ね1月以内)	5日間程度 (修業期間は概ね6月以内)	OJTをはさんで前期3日程 度、後期3日程度 (修業期間は概ね6月以内)	5日間程度、または3日程度を 2回 (修業期間は概ね6月以内)
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科 目	コ マ 数	番号	科 目	コ マ 数	番号	科 目	コ マ 数	番号	科 目	コ マ 数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

中核市・特別区における児童相談所設置に係る都道府県等の支援等について

現状

- 平成16年の児童福祉法等の改正において、都道府県・指定都市に加え、指定都市以外の児童相談所を設置を希望する市についても、児童相談所を設置できることとされているが、現在児童相談所を設置している市は横須賀市・金沢市に2市にとどまっている。
- 近年、児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法等の改正により、新たに特別区も児童相談所を設置できることとされた。
- 市や区が、新たに児童相談所を設置する場合、専門人材の確保や育成に関するノウハウの修得が極めて困難であるなどの課題があり、その解決には、すでに児童相談所を設置している都道府県等の支援・協力が必要不可欠である。

都道府県等で考えられる具体的な支援・協力

◆専門人材の確保・育成

- ・市区における児童相談所設置準備から設置後に至るまでの都道府県等職員と市区職員の相互派遣
- ・市区職員を含めた研修等の実施

◆児童相談所及び一時保護所の整備・運営

- ・児童相談所及び一時保護所の整備・運営に関する助言

◆その他

- ・都道府県等と市区合同の協議体等の設置
- ・社会的養護に関する助言
- ・児童相談所設置市の業務内容に関する助言 等

※厚生労働省では、平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業で児童相談所設置のためのマニュアルを今年度中に作成予定。

※今後、上記の内容を含め、児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力を依頼させていただく予定。

児童相談所設置市の政令指定の仕組み

概要

- 児童福祉法第59条の4第1項に規定する「児童相談所を設置する市として政令で定める市」(「児童相談所設置市」)の政令指定については、政令指定を希望する市からの要請により、国において希望市における事務遂行体制や希望市と都道府県の連携体制等について支障がないことを確認した上で、行うこととしている。
- 児童相談所設置市の政令指定は、これまで横須賀市、金沢市、熊本市に対し実施している。(ただし、熊本市は平成24年4月から指定都市へ移行)

市からの要請

国における確認

政令指定

- 国における確認は、以下の(1)～(3)についての希望市からの報告に基づき行うものとする。

(1)希望市における事務遂行体制の確保

希望市において、事務を一貫して遂行するための人的体制の整備や児童福祉施設の確保等が見込まれていること。

(2)希望市と都道府県との連携体制の確保

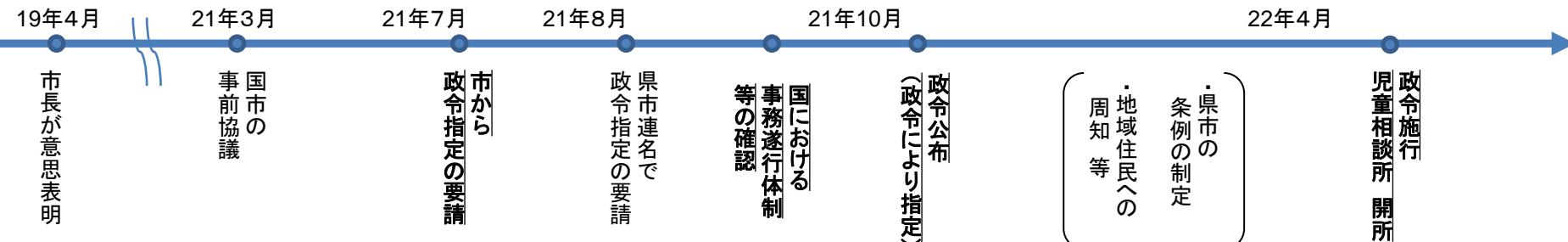
一時保護や児童福祉施設の入所等に関する広域的な調整、児童相談所立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応などに関して、都道府県が適切に希望市に助言又は援助を行う体制が確保されると見込まれていること。

(3)希望市と都道府県との協議状況について

(1)及び(2)について、希望市と都道府県とが十分に協議を実施しており、希望市の児童相談所設置市への移行後も、児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを都道府県においても確認していること。

「児童相談所を設置する市について」(平成20年8月29日雇児総発第0829001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知)抜粋

政令指定までの流れ（熊本市の事例、主に国・市の関係）



※その他、平成18年度から県市で交流職員派遣や連絡会議等の開催により、児童相談所設置市としての事務遂行体制や都道府県との連携体制を確保。